

国が行う生殖毒性試験の対象物質について（報告）

1 第1回有害性評価小検討会での検討状況

平成23年度～24年度に国が実施する生殖毒性試験の対象物質について、平成23年10月18日開催の第1回有害性評価小検討会において検討を行った。（平成23年度に2週間予備試験、平成24年度に反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験を実施予定）

検討方法は、今後のリスク評価対象物質（「有害物ばく露作業報告」の対象物質：平成23年12月28日厚生労働大臣告示で公表）である12物質の中から、生殖毒性の情報が十分でなく、かつ、生殖毒性が疑われる物質を選定した。

この際、生殖毒性の情報については、GHS分類の際に使用した文献を参照した。

	化学物質名	CAS 番号
1	アクリル酸メチル	96-33-3
2	アセチルサリチル酸	50-78-2
3	イソシアン酸メチル	624-83-9
4	塩化ホスホリル	10025-87-3
5	クロロエタン	75-00-3
6	2-クロロフェノール	95-57-8
7	臭素	7726-95-6
8	ピリジン	110-86-1
9	メタクリル酸	79-41-4
10	メタクリル酸メチル	80-62-6
11	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5
12	エチレングリコールモノメチルエーテル	111-77-3

検討の結果、アクリル酸メチル（1）、ピリジン（8）、メタクリル酸メチル（10）が試験の候補として選ばれ、この中からどれを選択するかについては、厚生労働省と試験委託先とで相談の上決めることとされた。

2 その後の選定結果

上記1で選ばれた3物質について検討した結果、以下の理由によりアクリル酸メチルを選定した。

○アクリル酸メチルは、がん原性試験のためのフィージビリティテストを実施済みのため、改めてばく露検討を行う必要がなく、平成23年度中に2週間予備試験が確実に実施可能である。

○生産量が多いにもかかわらず生殖毒性試験の報告が少なく（発生毒性試験（催奇形性試験）1報のみ）、生殖毒性のGHS区分でも分類できない物質である。

○関連物質であるアクリル酸エチルは、過去に厚生労働省委託試験で反復吸入毒性・生殖発生毒性併合試験が実施されており、その結果との比較も重要な情報となる。

（参考）過去に厚生労働省の委託により生殖毒性試験を実施した物質

	化学物質名	CAS 番号	試験開始 年度 (平成)	試験結果を踏まえた 行政対応
1	エピクロルヒドリン	106-89-8	9年度	平成17年3月16日付けで 行政指導通達発出
2	アセトニトリル	75-05-8	10年度	
3	メチルメタクリレート (別名：メタクリル酸メチル)	80-62-6	11年度	
4	メチルエチルケトン	78-93-3	12年度	
5	酸化プロピレン	75-56-9	13年度	平成17年6月6日付けで 行政指導通達発出
6	アクリル酸ブチル	141-32-2	14年度	
7	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	15年度	
8	アクリル酸エチル	140-88-5	16年度	
9	エチルベンゼン	100-41-4	17年度	

※「化学物質の有害性調査推進専門家会議」のリストアップ物質等から選定して実施した。

※試験の方法は、反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験である。（予備試験を含めて、2年間で実施）